

袖ヶ浦市総合計画条例（案）及び解説

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

【趣旨】

この条例の目的を定めるものです。

【解説】

この条例は、本市における総合計画の位置付け、策定の手続き及び計画の運用等に関する事項を定め、総合的かつ計画的な市政の運営により、まちづくりを推進することを目的とすることを定めるものです。

第 2 条（定義）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりに係る構想であって、市が目指す将来の姿を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な計画であって、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものをいう。

【趣旨】

この条例において使用する用語の意義を定めるものです。

【解説】

総合計画は、将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されることを定めるものです。

また、基本構想、基本計画及び実施計画の定義について、それぞれ定めるものです。

第 3 条（基本構想及び基本計画の策定等）

（基本構想及び基本計画の策定等）

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、基本構想及び基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、多様な手法を用いて市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、市政をめぐる社会情勢等の変化に伴い必要が生じたときは、基本構想又は基本計画を変更することができる。

【趣旨】

基本構想及び基本計画の策定義務等について定めるものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

総合的かつ計画的な市政運営を行うために、基本構想及び基本計画を策定しなければならないことを定めるものです。

なお、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、第 5 条の規定による袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問及び第 6 条の規定による議会の議決が必要となります。

< 第 2 項関係 >

基本構想は、市が目指す将来の姿を示すものであり、また、基本計画は、基本構想を実現するために施策の方向性を体系的に明らかにするものであることから、あらかじめ、アンケート調査や懇談会、ワークショップ等の多様な手法を用いて市民の意見を聴いた上で策定しなければならないこと

を定めるものです。

< 第 3 項関係 >

市長は、市政をめぐる社会情勢の変化等により基本構想又は基本計画を見直す必要が生じたとき、これを変更することができることを定めるものです。

なお、基本構想及び基本計画の変更には、第 5 条の規定による総合計画審議会への諮問及び第 6 条の規定による議会の議決を必要とします。

第 4 条（実施計画の策定等）

（実施計画の策定等）

第 4 条 市長は、基本計画に基づき、市民の意見を聴いた上で、実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、必要に応じて実施計画を変更することができる。

【趣旨】

実施計画の策定義務等について定めるものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

市長は、基本計画に定める施策の方向性を踏まえ、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにする実施計画を策定しなければならないことを定めるものです。

実施計画は具体的な事業を定めるものであることから、パブリックコメントなど市民の意見を聴いた上で、市の財政状況を踏まえて策定することを定めるものです。

なお、実施計画の策定は第 5 条の規定による総合計画審議会への諮問は必要としますが、第 6 条の規定による議会の議決は要しないものとします。

< 第 2 項関係 >

市長は、状況に応じて実施計画を見直すことができることを定めるものです。

なお、実施計画の変更には、第５条の規定による総合計画審議会への諮問が必要となります。

第５条（袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問）

（袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問）

第５条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第１０条の袖ヶ浦市総合計画審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

【趣旨】

総合計画を策定（変更）する際の袖ヶ浦市総合計画審議会への諮問について定めるものです。

【解説】

総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、第１０条の袖ヶ浦市総合計画審議会に諮問しなければならないことを定めるものです。

第６条（議会の議決）

（議会の議決）

第６条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、前条の規定による諮問に対する答申を受けた後、議会の議決を経なければならない。

【趣旨】

基本構想及び基本計画の策定（変更）は、議会の議決事項とすることを定めるものです。

【解説】

市長は、基本構想及び基本計画を策定（変更）しようとするときは、総合計画審議会の答申を受けた後に、議会の議決を経なければならないことを定めるものです。

第 7 条（総合計画の公表）

（総合計画の公表）

第 7 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

【趣旨】

総合計画を策定（変更）した際の公表について定めるものです。

【解説】

総合計画を策定（変更）したときは、速やかに、市ホームページや広報紙等の手段により、広く公表しなければならないことを定めるものです。

第 8 条（基本計画及び実施計画の措置）

（基本計画及び実施計画の措置）

第 8 条 市長は、基本計画及び実施計画について、計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、基本計画及び実施計画の実施状況について、公表しなければならない。

【趣旨】

基本計画及び実施計画を計画的に実施する措置について定めるものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

基本計画の施策及び実施計画の事業を計画的に実施するため、行政評価や進行管理などの措置を講ずることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

基本計画及び実施計画の実施状況の公表について定めるものです。

第 9 条（総合計画との整合）

（総合計画との整合）

第 9 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

【趣旨】

個別の行政分野における計画と総合計画の整合について定めるものです。

【解説】

市が個別の行政分野において計画を策定（変更）しようとするときは、総合計画との整合を図った上で策定（変更）することを定めるものです。

第 10 条（袖ヶ浦市総合計画審議会の設置）

（袖ヶ浦市総合計画審議会の設置）

第 10 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、袖ヶ浦市総合計画審議会を置く。

【趣旨】

地方自治法の規定に基づく市長の附属機関として、袖ヶ浦市総合計画審議会を設置することを定めるものです。

【解説】

従来は、袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例（昭和 46 年条例第 10 号）の規定により、袖ヶ浦市総合開発審議会を設置していましたが、本条例を制定するに当たり、袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例を廃止し、本条例に基づく審議会として、新たに袖ヶ浦市総合計画審議会を設置しようとするものです。

第 1 1 条（審議会の所掌事務）

（審議会の所掌事務）

第 1 1 条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- （2） 基本計画及び実施計画の実施状況について調査審議すること。
- （3） その他総合計画に関する事項について必要な調査審議をすること。

【趣旨】

総合計画審議会の所掌事務について定めるものです。

【解説】

総合計画審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画の策定（変更）に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するほか、総合計画に関する事項等について調査審議することを所掌事務とすることを定めるものです。

第 1 2 条（審議会の組織等）

（審議会の組織等）

第 1 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 知識経験を有する者
- （2） 各種団体等の役職員
- （3） 公募による市民

2 委員は非常勤とし、任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

【趣旨】

総合計画審議会の委員の人数及び任期等について定めるものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

総合計画審議会の委員の定数及び選出区分を定めるものです。

総合開発審議会では、委員定数を 15 人以内としていましたが、より幅広い分野からの意見を聴取することを目的に 20 人以内とするものです。

< 第 2 項関係 >

総合計画審議会の委員は非常勤とし、任期は 2 年とすること、また、委員が欠けた場合の補欠委員の任期について定めるものです。

< 第 3 項関係 >

委員は再任されることができることを定めるものです。

第 13 条（審議会の会長及び副会長）

（審議会の会長及び副会長）

第 13 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

会長及び副会長の設置、選任方法及び職務について定めるものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

総合計画審議会に、会長及び副会長 1 人を置くことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

会長の職務は会務の総理とすること、また、審議会を代表することを定めるものです。

< 第 3 項関係 >

副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、前項に規定する会長の職務を代理することを定めるものです。

第14条（審議会の会議）

（審議会の会議）

第14条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

総合計画審議会の会議の招集、議長、定足数及び議決数について定めるものです。

【解説】

<第1項関係>

審議会の会議は、第11条に規定する所掌事務について調査審議する必要がある場合に、会長が招集するとともに、会長が会議の議長となることを定めるものです。

<第2項関係>

審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しないことを定めるものです。

<第3項関係>

会議の議事については、出席委員の過半数を得なければならないこと、また、可否同数の場合は、議長が決定することを定めるものです。

第 15 条（審議会の庶務）

（審議会の庶務）

第 15 条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

【趣旨】

総合計画審議会の庶務を行う部署について定めるものです。

【解説】

総合計画審議会に関する庶務は、総合計画を担当する企画財政部企画課において処理することを定めるものです。

第 16 条（委任）

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条例の施行に関し必要な事項については、市長が別に定めることを定めるものです。

【解説】

本条例に関する細目的な事項については、市長が規則等の細則を定めることができることを定めるものです。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例の廃止)

- 2 袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例 (昭和 46 年条例第 10 号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている袖ヶ浦市総合計画は、この条例の規定による総合計画が策定されるまでの間、引き続き、その効力を有し、その実施に関し必要な調査及び審議は、審議会において所掌する。

(袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 46 年条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

別表中 「 総合開発審議会 」 を 「 総合計画審議会 」 に改め、同表
「 」 「 」

総合開発審議会専門委員会の項を削る。

【趣旨】

この条例を施行するために必要な付随的事項を定めるものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

この条例の施行期日を定めるものです。

< 第 2 項関係 >

この条例の制定に伴い、袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例を廃止するこ

とについて定めるものです。

＜第 3 項関係＞

この条例の施行の際現に策定されている袖ヶ浦市総合計画は、この条例の規定による総合計画が策定されるまでの間、引き続き効力を有すること、また、現に策定されている袖ヶ浦市総合計画の実施に関し必要な調査及び審議は、新たに設置する袖ヶ浦市総合計画審議会において所掌することを定めるものです。

＜第 4 項関係＞

総合計画審議会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を改正することについて定めるものです。